



やくわえ

第十二号

天皇陛下御即位五十年奉祝
本会創立二十五周年記念

特輯号

宣言

茲に天皇陛下御即位五十年の記念すべき昭和五十年を迎う。本日、東京都の神社関係者が相集い、記念の式典を挙げて、激動の歳月を顧み、聖寿の萬歳と明日の日本の弥栄を祈念した。現下内外の状勢を見るに、国体の本姿には甚だ遠いものがある。しかし、戦後三十年の間に、言挙げせぬ大多数の国民の意志は神器の皇位と不可分の理を顕わし、建国記念日を復活し、第六十回神宮式年遷宮の奉賛も、これをめでたく完遂した。また朝儀の重大事の一つである剣璽の御動座の御復古をも見る事ができた。

このときにあたり、我等神明に奉仕する者、さらに一世一元の制の法制化、国旗・国歌の法的位置づけ、靖国神社の正しい国家護持など、多年懸案解決のために奮進し、以て民族の伝統精神を愈々恢弘せんことを誓うものである。

昭和五十年七月二十七日

東京都神道青年会

天皇陛下御踐祚五十年奉祝記念

神社祭祀と雅楽

小野亮哉

この文章は、
礼典研究会例
会での講義記
録を要約、加
筆したものです。

雅楽の歴史

日本の伝統音楽・舞踊はすべて「古事記」の天の岩戸開きの天鈿女命の神話に、その源を発すとされてきている。「日本書紀」の持統天皇の段に「楽官樂ヲ奏ス」とか、或いは桓武天皇の御代、延暦五年の「太政官符」にも「祭祀ニ至ル如ニ樂ヲ供エヨ」と規定されているように、遠い昔から祭祀と雅楽とは不可分の関係にあったことがわかる。それ以前のものとしては、「古語拾遺」に神武天皇の御事蹟として「鳥見山に靈時を立て幣を陳ねて祝詞を奏し、皇天を祀り神樂を供えた」と記されている。「古語拾遺」は平城天皇の御代、大同二年に完成しているの、その頃既に一つの祭りの形が出来ていたことが推察される。

雅楽が最初に文献の上に現われるのは「日本書紀」の允恭天皇崩御の条である。「四十二年正月戊子、天皇崩、時年若干、於是新羅王聞天皇既崩、驚愁之、貢上調船八十艘及種々樂人八十（以下略）」（允恭天皇の崩御を傷んだ新羅の王が、八十艘の船に貢物を積み、八十人の樂人と共に日本へ貢した。）その時樂人が難波から京に至る間、泣き、歌い又は舞うという記述のあるのがその最初で、この頃既に外来の音楽が日本に入って来つつあったことがわかる。

それ以後では、仏教が日本へ渡来した欽明天皇の御代（西暦五五二年）以来アジア各地からの僧侶の渡来、又遣隋使等の往来が繁くなるにつれて、アジアの各地からそれぞれの地方の音楽と舞踊が日本へ伝来した。遠くはインド、林邑（今のベトナム地方）から伝来した音楽が逐次、日本の風土に定

着して、天武天皇の御代の大宝律令に「雅楽寮」が設けられた。これは日本古来の伝統音楽・舞踊と共に、これら外来の音楽・舞踊即ち朝鮮の三韓をはじめ、渤海、唐、インドに迄わたる音楽・舞踊の伝習と普及等に当たる所で、日本古来の伝統音楽を奉仕するほか、これら各地方の樂を演奏する者、舞を舞う者、又樂器を作る者等、五百数十名で編成された役所である。換言すれば、これはアジア大陸の音楽・舞踊の集大成とみても過言ではあるまい。

外来の音楽が逐次、日本に根をおろしてくると、日本古来の伝統音楽・舞踊に、それぞれのアジア各地の樂器も共に用いられるようになった。朝廷においても音楽が入って、聖武天皇が「五節舞」をつくられ、皇后（のちの孝謙天皇）が舞を舞ったという記録も見えて

くる。（天武天皇が吉野宮で琴を弾じ、天女が舞ったという伝説もある。）

このように、日本では外来の音楽を含めての音楽が盛んになり、天平勝宝四年の奈良東大寺の大仏開眼の折には、東大寺の前庭を東西に分けて、日本古来の「久米舞」とか「五節舞」のほか、前記のアジア各地の音楽・舞踊が賑々しくその技を競ったと言う記録が「続日本紀」に出て来る。

このような音楽・舞踊が、奈良平安期において次第に宮中その他



に入つて、平安中期以降には、非常に盛んになり、「源氏物語」とか「紫式部日記」等を見ても、その頃の紅葉狩りや桜見物において、盛んに音楽・舞踊が行われたのがわかる。或いは「大日本史」の中の「礼楽史」等によれば、あらゆる機会を捉えて音楽・舞踊が行われて、その風流を競つたという記述も見えて来る。

神社関係においては、寛平元年、賀茂神社において、天慶五年石清水八幡宮において、それぞれ「東遊」が奉納されており、また藤原氏が賀茂、石清水、手向山の各神社に神楽を奉奏して、病氣平癒を祈願したという記録も見えて来る。平安末期になると、日本古来の伝統音楽である「御神楽」が一条天皇の御代に復元され、現在行われている御神楽の原形が出来た。その頃外来の楽器である箏篋などが御神楽に用いられるようになったが、日本古来の楽器というのは、弓六張をならべて弾いたことが起源といわれる和琴とか笛、打楽器程度であつたようで、そこに外来の楽器が用いられ歌われるようになったのである。

鎌倉、室町時代に入ると、打ち

続く戦乱、応仁の乱などにより、宮中の力も衰微すると、同時に宮廷に仕える楽人、天王寺、南都興福寺の楽人が四散して、雅楽の衰微は免れなかつた。その後、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康がこの四散した楽人達を集めて、宮中内侍所の御神楽など、祭祀に用うる雅楽に支障のない様にしたという記録も見えて来る。

武家政治になると、猿楽に源を發する能楽が盛んになり、武家政治では能楽を式楽として用いた關係上、雅楽の衰微は免れなかつた。しかしながら、江戸時代に日本では雅楽が行われた神社には、尾張の熱田、東照宮、奈良の春日、手向山、山城の賀茂、石清水、摂津の住吉、安芸の厳島、豊前の宇佐、下毛の日光山がありこのほか、徳川家康が江戸に集めた紅葉山の楽人などが残っていたようで、その細部の記述は安倍秀尚の著した「樂家録」(全五十巻、元禄三年完成)に記載されている。この「樂家録」は、日本の雅楽の三大樂書の一つで、これを読めば雅楽全般に通曉でき、神楽、催馬樂にはじまり、各樂器の奏法、製法、曲目の解説、音律音階論、舞樂の装束等々に至

るまで雅楽万般にわたり詳細に記

載されている。江戸時代というのは雅楽自体は神社・仏閣等で細々と行われていた時代ではあつたが、雅楽に関する資料、著書などは非常に豊富な時代で、樂書編纂の時代ともいわれている。

明治時代に入ると、明治三年に太政官内に雅樂局が設けられる。これは、京都御所、天王寺、南都興福寺の樂人(これらを三方の樂人と呼ぶ)と先述の紅葉山の樂人を加えて、三年がかりで東京に集結して、現在の宮内庁樂部の前身である雅樂局が出来たのである。尚、外来音楽が日本において祭祀音楽として結びついて来た因縁は、中国における雅樂の用い方にあつたのではないかと思う。中国の雅樂が出来たのは、西暦紀元前八〇〇年の周の時代で、同紀元六〇〇年頃の隋の時代にはすっかりその形式が固まっていたようだ。中国の雅樂は孔子廟のお祀りとか、或いは天地の神々を祀るために用いる音楽で、雅正の樂、雅やかで正しい音楽ということに中国において使われていたものが、日本に入つて来たので、我が国でも祭祀

の音楽などに結びついたのではな

かろうか。

以上が大略、今日に至るまでの雅樂の歴史であるが、兎にも角にも一応雅樂という今の形が保持出来たのは、やはり先述の通り、各神社・仏閣などで祭祀・法要の音楽として用いられて来たことによるものと思う。曲芸とか寸劇とか、今でいう寄席の芸の集まりから發した猿樂、その猿樂から琵琶の語りとか、色々なものと結びついて現在の能樂が出来、その能樂を式樂として武家政治で重要視した約三百年の間、雅樂は神社・仏閣の祭典・法要に依つて温存されて居らなかつたら、おそらく雅樂は今日のような形を残していなかつたではあるまいか。

雅樂の種類

- (一) 声乐
 - (イ) 神樂、久米舞、東遊、倭舞、五節舞 (舞あり)
 - (ロ) 催馬樂、朗詠 (舞なし)
 - (ハ) 歌垣、国栖舞 (伝を失う)
- (二) 器樂
 - (イ) 左方

唐樂、本邦新制樂、林邑樂 (舞もあり)

(四) 右方

高麗樂、百濟樂、渤海樂

(舞あり)

雅樂の種類は声樂と器樂の二つに大別出来る。

カグラの語源はカミクラといい、「神さまが倚ります所」の意味を持つ。宮中賢所の「御神樂の儀」(十二月二十五日)で執り行われる現行の御神樂は、

- 一、庭火
- 二、阿知女
- 三、採物の歌(柳・韓神)
- 四、前張(小前張)
- 五、雜歌(千歳・早歌)
- 六、星(吉々利々・得銭子・木綿作)
- 七、朝倉
- 八、其駒

の順序で行われている。

また、新嘗祭の時には宮中三殿(賢所、皇靈殿、神殿)に献饌の後、夕儀(点灯の時に開始され) 暁儀(翌暁鶏鳴の時に終る)と呼ばれ、約六、七時間を費して奉行された後、撤饌して其の総てを終了するものである。

久米舞は、古事記、日本書紀にもあるように、神武天皇が御即位

の三年前、神倭伊波礼毘古命とい

われた時に、久米部の兵卒を従え、菟田で兄猾、弟猾という大和の豪族を討たれた時の戦勝歌で、日本書紀によると、前半は久米部を偲ぶ歌、後半を戦鬪歌とされている。

室町時代の頃まで久米舞は必ず御踐祚大嘗祭の豊明の節会において奏されて来たもので、終戦までの紀元節には宮内庁で演奏されていたが、戦後は中止されている。

東遊は東国(関東ではなく、紀伊半島)に伝わる貴族の歌で、非常に風雅な舞である。

倭舞は百濟の系統の倭氏の歌舞が宮中に入って出来上ったものといわれ、大直日歌、倭舞大歌などで構成され、「大歌」の舞は五節舞となる。

催馬樂、朗詠は平安朝の頃、源氏物語に盛んに使われたもので、催馬樂は、朝廷に貢物を運ぶ馬子の歌が朝廷の中に入り、定着して出来上ったものと伝えられる。

朗詠は和漢朗詠集や新撰朗詠集に何百首と出ている漢詞に節をつけて歌い、雅樂器で伴奏したものである。平安末期に盛んに歌われたものであるが、現在でもそれぞれ幾つかは残されている。

次に器樂であるが、左方という

のは、中国以西、インド、ベトナム方面から伝来したもので、右方とは三韓、渤海から伝来したものをいう。普段、神饌の奏樂に使われるのは、この内の左方の唐樂である。

雅樂を外來の音樂と呼んでいるが、遣唐使が中心になった時代は宇多天皇の御代、寛平六年(西暦八九四年)であり、以後千年以上を経ており、外來音樂とはいえず、今日では全くの日本の音樂となっていない。

現在の雅樂は、明治九年と同一十一年に宮内庁樂部において選定されたものが行われているが、これは先述の三方の樂人の間においても個々のニュアンスに相違点があり、それを統一したものである。他に巫女舞も雅樂の範疇に入るが、これは白拍子の舞が神社の祭りに結びついて、神事に影響したものであると思われる。

雅樂器の種類

- (一) 管樂器
- 笛……龍笛、高麗笛、神樂笛。
- 篳篥、大篳篥。

笙……笙、大笙。

(二) 絃樂器

和琴。

樂箏。

(三) 打樂器

- 太鼓……鈞太鼓、大太鼓、荷太鼓。
- 鞆鼓……鞆鼓、指鼓、鷄雲鼓、鼗鼓。
- 鈺鼓……鈞鈺鼓、大鈺鼓、荷鈺鼓。
- 壹鼓、二鼓、三ノ鼓、四ノ鼓、細腰鼓。
- 笏拍子、銅拍子。

雅樂器の用法

雅樂ではメロディー、ハーモニーを管樂器が演奏し、それに色をつけるように拍子部を打樂器、絃樂器が演奏する。西洋のオーケストラと最も違ふ点は、西洋のオーケストラは弦樂器がメロディーを奏し、その他の樂器がハーモニーをつける。日本の雅樂と正反対となる。

雅樂管絃合奏組織

- (一) 主要樂部 (管樂器)
- 施律部
- 主要施律部……篳篥
- 裝飾施律部……笛

和声部……………笙

(二) 拍子部

概括的拍子部 (打楽器)

粗拍子……………鉦鼓

粗拍子……………太鼓

細拍子……………鞆鼓

細分的拍子部 (絃楽器)

粗拍子……………樂琵琶

細拍子……………樂箏

神社祭祀と雅楽

一、神社祭祀と雅楽との關係について、次に記す明治八年、式部寮達の全国神社への奏樂に関する公布が最初のものである。明治八年四月、式部寮達ニテ全国各府県ニ公布サレタ内ノ奏樂ニ関スル事項 開閉扉及ビ獻撤饌ノ間奏樂ス

可ク指示(官國幣社祈年祭二月ノ條)

(前略) 次、神官ノ長宮殿ニ昇リ御扉ヲ開キ再拜拍手下同ジ畢テ側ニ候ス、此間奏樂神官奏樂ヲ心得ザレバ、一社相伝ノ神樂ヲ奏ス可シ又略スルモ妨ケ無シ下同。

二、次に記すものは武蔵国一之宮 氷川神社から願書が出された時

の返答文を抽出したもので、同神社では例年、宮内庁から「東遊」を奏している。

明治八年七月十八日付坊城俊政式部頭ヨリ埼玉県権令白根多助へノ書面ノ内ヨリ 「隔里ノ神社ニ於テハ、三管而已ニテ奏樂差支へノ筋無之(略)」

三、昭和十七年十月、内務省告示ノ改正行幸作法(二、降神)

明治九年、伶人參勤の祭儀及び行事表

一月一日	三殿	九人
同日	御拝神饌奏樂	九人
三日	元始祭	九人
同日	神宮元始祭	京都出張課より九人
三十日	孝明天皇祭	九人
同日	御神樂之儀	二十四人
同日	御陵祭	
二月一日	春日祭	「東遊」 京都出張課より
十一日	紀元節祭	九人
同日	同 御神樂之儀	二十四人
十六日	豊受大神宮祈年祭	京都出張課より
十七日	天照皇大神宮祈年祭	同
二十一日	仁孝天皇祭	九人
三月二十一日	春季祭	九人
四月三日	神武天皇祭	九人
同日	同 「東遊」	十一人
同日	同 御陵祭	京都出張課より

四月十五日	賀茂祭	「東遊」 京都出張課より
六月十五日	八坂祭	「東遊」 同
八月一日	氷川神社祭	「東遊」 十一人
四日	北野祭	「東遊」 京都出張課より
十五日	男山祭	「東遊」 同
九月十六日	豊受大神宮神嘗祭	同
十七日	神嘗祭	九人
同日	皇大神宮神嘗祭	京都出張課より
十一月三日	天長節祭	九人
二十二日	鎮魂祭	九人
二十三日	新嘗祭	九人
同日	神宮新嘗祭	京都出張課より
十二月六日	後桃園院天皇祭	九人
十二日	光格天皇祭	九人
十五日	御神樂之儀	二十四人
三十一日	除夜祭	九人

(註) 伊勢神宮への参向奏樂は明治六年以降

「(上略) 祝詞ヲ微音ニ奏上ス 奏上ニ先立チ警蹕ヲ行フ奏上ノ 間菅搔ヲ行ヒ、諸員平伏又ハ磬 折ス(下略)」

現在、民間の各神社祭祀の儀 中において、開扉・閉扉・昇神 降神の際には菅搔を用うるよう になつてゐる。その経緯に関し ては不明であるが、宮内庁にお

いては、このような慣例は全く 無い。

四、次に明治九年、伶人參勤の祭 儀及行事表を記す。

表中、賀茂祭、八坂祭、氷川 神社祭、北野祭、男山祭等各神 社における祭儀に伶人參勤の記 述があり、このような慣例が古 くからあつたことを物語るので

はないか、という一つの拠り所 として掲載した。

尚、伊勢神宮への参向奏樂は 明治六年以降である。

伊勢神宮伶人に関しては、明 治五年十月、神宮司庁職員十八 名が京都の式部寮雅樂局出張所 において雅樂の伝習を受け、明 治二十九年神宮司庁伶人が置か

れた。大正十年神宮伶人、専任 九名、神宮神部署伶人専任九名 にて分掌した。現在は樂長、樂 師、樂師補、樂生の職階がある。 宮内庁祭儀においては、現在 でも、神饌の献撤以外には一切 樂を用いない。

これは、冒頭にも記したよう に、「祭祀ニ至ル如ニ樂ヲ供エ

宮内庁式部職現行祭典奏樂曲目一覽表

一月一日	元旦祭	三殿	四月三日	神武天皇祭	皇靈殿
二月	「幣」「早韓神」	三殿	同日	同 神宴	皇靈殿
二日	平調「慶雲樂」「慶徳」	三殿	同日	同 御神樂之儀	皇靈殿
三日	双調「春庭樂」「武徳樂」	三殿	同日	同 山陵祭	奈良敝傍御陵
同日	元始祭	三殿	七月三十日	壹越調「賀殿急」「武徳樂」	皇靈殿
同日	「幣」「早韓神」	三殿	同日	明治天皇祭	皇靈殿
三十日	孝明天皇祭	皇靈殿	同日	「幣」「早韓神」	京都桃山御陵
同日	同 山陵祭	京都泉山御陵	同日	同 山陵祭	京都桃山御陵
同日	太食調「朝小子」「輪鼓禪脱」	三殿	八月一日	平調「五常樂」「慶徳」	大宮氷川神社祭 同社前庭
二月十七日	祈年祭	三殿	同日	「東遊」(大比礼を略す)	皇靈殿
同日	「幣」「早韓神」	三殿	九月二十三日	秋季皇靈祭	皇靈殿
二十一日	仁孝天皇祭	京都泉山御陵	同日	「幣」「早韓神」	皇靈殿
同日	黄鐘調「平蛮樂」「拾翠樂」	皇靈殿	同日	同 神宴	皇靈殿
三月二十一日	春季皇靈祭	皇靈殿	同日	「東遊」	皇靈殿
同日	「幣」「早韓神」	皇靈殿	十月十七日	神嘗祭	三殿
同日	同 神宴	皇靈殿	同日	「幣」「早韓神」	三殿

十一月二十二日 鎮魂祭 綾綺殿	「幣」「早韓神」	同日 同 神宴 綾綺殿	「大直日歌」「倭舞」	二十三日 新嘗祭 神嘉殿	「幣」「早韓神」	同日 同 神宴 神嘉殿	御神樂	二十五日 大正天皇祭 皇靈殿	「幣」「早韓神」	同日 同 山陵祭 東京浅川御陵	平調「五常楽」「慶徳」	十二月十五日 賢所御神樂之儀 賢所	御神樂一具	同日 同 神宴 賢所	御神樂一具	三十一日 除夜祭 三殿	太食調「合歡宴」「長慶子」	戦後中止された祭儀	二月十一日 紀元節祭 豊明殿中庭
四月二十九日 天長節祭 豊明殿内	「久米舞」	舞楽「春庭祭」「白浜」	十一月二十九日 明治節祭 豊明殿中庭	舞楽「太平楽」「陪臚」	大嘗会 悠紀殿之儀	「稻春歌」「神楽歌」	主基殿之儀	「稻春歌」「神楽歌」	大饗 第一日	「悠紀の風俗舞」「五節」	第二日	「主基の風俗舞」舞楽「万才楽」「太平楽」	国葬 盤涉調「蘇合急」「白柱」「越天楽」「竹林楽」						

ヨ」という考え方が宮内庁の中にあるのではないか。即ち、楽を伴奏音楽として用いるのではなくて、神饌と共に「音楽」を供える、という考え方があって、現在までも行われているのではないかと推測する。

例えば元旦祭をみても、献饌には「幣」を奏し、撤饌には「早

韓神」を奏する。その他一切の御祭事においても、神饌の撤撤以外に奏樂は行われていない。六、次に「音取」について記す。神社祭祀において「着座」の際に慣例的に度々用いられている「音取」を、ただ単に音取とすまされるが、音取には色々の種類がある。普通、神社祭祀に用いられる音取は唐樂の各調子の音取だが、ほかに、御神樂にもいくつかの音取があり、長いものになると、「朝倉」の音取は五分乃至六分かかる。従って、前記の「着座」の際にも、単に音取ということでは済ませず、何調の何の音取、という様にするのが正しいと思う。

七、終りに神葬祭の時に用いられる雅樂に就いて記す。明治以来慣例的に葬祭には盤涉調の曲が用いられているが、数年前「死道百首」の中より選んだ歌を作曲した「誄歌」「追慕歌」を使用される様お薦めして筆を擱く。

終戦の大詔

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セ

ムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告グ

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告

セシメタリ

抑々帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニ

シテ朕ノ拳々措カザル所曩ニ米英二國ニ宣戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自

存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出デ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スガ如キ

ハ固ヨリ朕ガ志ニアラズ然ルニ交戰已ニ四歳ヲ閱シ朕ガ陸海將兵ノ勇戰

朕ガ百僚有司ノ勵精朕ガ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ盡セルニ拘ラズ戦局

必ズシモ好轉セズ世界ノ大勢亦我ニ利アラズ加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈

ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及ブ所眞ニ測ルベカラザルニ至ル而

モ尙交戰ヲ繼續セムカ終ニ我が民族ノ滅亡ヲ招來スルノミナラス延テ人

類ノ文明ヲモ破却スベシ斯ノ如クムバ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇

祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕ガ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ應ゼシムル

ニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セ
 ザルヲ得ズ帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ職域ニ殉ジ非命ニ斃レタル者及其
 ノ遺族ニ想ヲ致セバ五内爲ニ裂ク且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタ
 ル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クベ
 キ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラズ爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レドモ朕
 ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ以テ萬世ノ爲ニ太平ヲ開
 カムト欲ス

朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト
 共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局
 ヲ亂リ爲ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フガ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宣シク
 擧國一家子孫相傳ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信ジ任重クシテ道遠キヲ念ヒ總力
 ヲ將來ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國體ノ精華ヲ發揚シ
 世界ノ進運ニ後レザラムコトヲ期スベシ爾臣民其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨ

昭和二十年八月十四日

御名 御璽

終戦の大詔を銘記せよ

(神社新報より転載)

○ 時の流れの力は大きい。激しい喜怒哀楽の情も、愛憎の念も、時の流れの力によって消されて行く。去る者は、日に疎しとは、人間心理の自然法則を道破した言葉である。いかに強烈なる記憶も印象も、時の流れとともにうすれて行き、やがては忘却の彼岸に消え去って終ふ。

これは、人間心理の自然の法則ではあるが、人間は、ただこの自然法則に流れて行くだけでいいものではない。自然のままに放任しておけば、やがては忘却されるであらう。「記憶」を、新しくよみがへらせ、常に銘記して忘れてならないことがある。かの八月十五日の終戦の日の事は、日本民族にとって、決して忘れられてはならないものである。この日の事は、常に新しい思ひを以て想起され、民族の指針をもとめる貴重な源流として銘記されなければならない。

○ 八月十五日は、日本民族にとって痛恨の日であった。数百万の同胞の生命を犠牲にして、戦つて来たが、その目的は放棄され無条件降伏が決定された。これは、日本民族の歴史の上で、前例のない決定であった。これは終戦の大詔によって、あまねく知られてゐるところであるが、その意義は、日本民族にとつても、人類文明にとつても、重大である。この終戦の詔書は、日本国の統治者としての天皇が、国民に示された最後の詔書であつたとも云ひ得る。

何となれば、この詔書煥発ののちに、日本国は占領され、天皇は「占領軍最高司令官」に従属せられることを約せられた。従つて占領下に於て発せられし詔書は当然に「占領軍最高司令官」の意志に従属せる性格のものと解すべく、日本国の至高の統治権者の詔書とは性格を異にする。次で、新憲法実施ののちには、天皇は「国政に關する権能」を失はれ、時の「内閣の助言と承認」によつてのみ、国事行為をなされるにすぎない。終戦の大詔以後、国政に關する天皇の御意志が、公的に表明される機会がなくなつてゐるのである。かやうな意味に於ても、終戦の大詔は、歴史的にも極めて重大である。

○ 日本は、戦局不利の間にあつて原爆の攻撃に直面した。この時にあつて、天皇が戦争の継続を決意せられるならば、日本にはなほ死守抗戦すべき忠勇の将兵があつた。しかしながら、その抗戦は絶望的となり、敵の暴戾に対するに暴戾を以てし、非道に對して非道を以てするの外ないことは明らかであつた。しかも原爆の犠牲は、老幼婦女子の非戦闘員に對して、最も痛烈なることが明らかであつた。人類の文明的法を守つての戦争継続はもはや不可能と断ぜられた。

○ この最後の関頭に立つて、日本の国家的目的を失ふか、道義的精神を失ふかの対決をせまられた。敗戦は、祖国の独立を失ひ、数百万の忠勇なる将兵の命を捧げて、もつめて来た国家目的の放棄を意味する。その痛恨は限りないが、陛下は敢て決断を下された。日本民族をして非道暴戾の道を進ませるよりはむしろ、降伏忍従の道を選ばせられた。

○ 降伏によつて日本国は、光榮ある独立を失つた。しかし非道暴戾の国たることをまぬがれた。道義の伝統は保たれた。天皇は道義を死守することによつて、神州の不滅を信ぜられた。

○ この非壮崇高なる精神の記録を残してのち、天皇は今日に至るまで、国政に關する御意志を表明されない。しかし、かの八月十五日に拝した終戦の詔は、今もなほ民族の感激の中に生きてをる。それは常に新しい生命を以て、銘記せらるべきである。

萬世の為に太平を開く

「萬世のために太平を開く」といふことは、陛下の御心であったばかりでなく、昭和二十年八月の日本の日本国民の非願でもあった。しかし萬世のために太平を開く道は、決して容易な道ではない。

（詔書にも明示されたように）平和への道には、堪へがたく忍びがたい苦難があるはずである。

ところが、終戦後に制定された平和憲法なるものにおいては、この深刻な決意は無視せられてしまつて、恒久平和への展望は、安直軽薄なものとなつてしまつてゐる。曰く、

「日本国民は、恒久の平和を念願し——平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」

と。ここには、忍びがたく耐へがたき苦難の中に平和をもとめる非痛なる精神はなく、ただ国際政局に対する樂觀的なあまさだけが浮び上がつてゐる。

われわれは、いま一度、あの終戦詔書の非痛な歴史を回顧し、吟

味するところから再出発すべきではないか。かの詔書の成立にいたるまでの複雑にして深刻なる歴史の研究こそは「萬世のために太平を開かん」と欲する者にとって、この上なく貴重な教訓となるものであらう。

そして、勅書に関する論文の中で葦津珍彦氏は、左記の吉田茂氏（元神社本庁事務総長）の勅書論

詔書は大御心の表現である

私が閣議に列して詔書の起草に奉任した経験から云ふと、詔書の起草の時ほどに「皇位」の神聖を痛感することは無い。形の上で云ふと、詔書は内閣書記官長が起草して閣議に提出する。各務大臣が、それぞれに意見を述べて修正、加筆、消除がされる。最後に案がまとまつて内閣から陛下の御裁可を仰ぐ。御裁可を仰ぐため参内した後に、修正されたと云うやうな事は、私の知る限り、帝国憲法実

を引用して、次のように論じる。

この吉田先生の言葉を、戦後派教育で成長して来たわかい世代の人が、どの程度に理解し信じているかを、私は知らない。しかし日本国の精神史上、もつとも貴重な歴代天皇の御詔勅の中に、連綿として一貫する精神的伝統を理解するためには、この吉田先生の論をみとめねば、理解できない。

で、平素には思ひも及ばぬやうな高い心境に到達する。

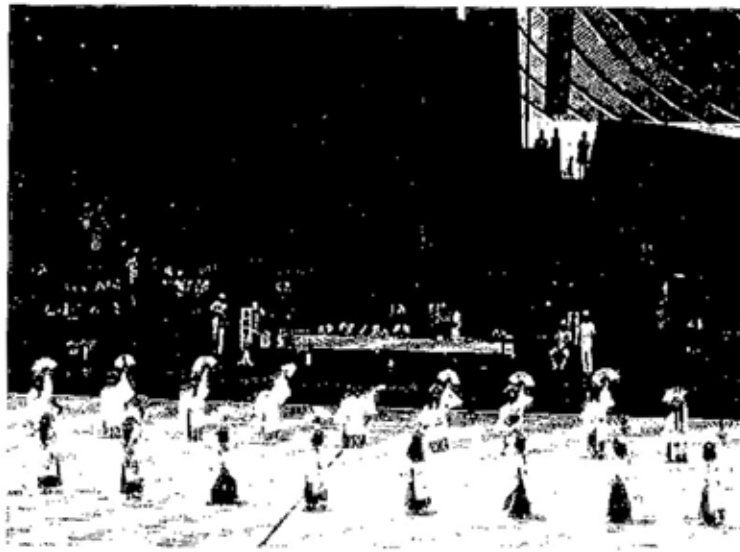
閣議で審議される時も同じである。いつもの閣議では、閣僚は各省長官として、又は一政派の代表としての意識に支配されてをり、策略的な駆引の空気が議場を支配する。だが詔書審議の時には、それらが一切消え去つて、すべての閣僚が、いかにして崇高な大御心を明らかにするかと云ふ一点に、真剣になる。あの大臣が、この大臣が、こんなに崇高な精神に思ひ及ぶのであらうかと驚嘆するやうな発言をする。詔書起草の時の閣議は平常の閣議の際とは全く別人の会議のやうな空気に支配される。

施以来、かつてない事と思つてゐる。これを外側から、形ばかりで見ると、閣議の決議書と同じではないかと云ふやうな浅薄な感想を有つ人もあらうが、これは精神的には全く格別のものである。書記官長も、詔書の起草には、

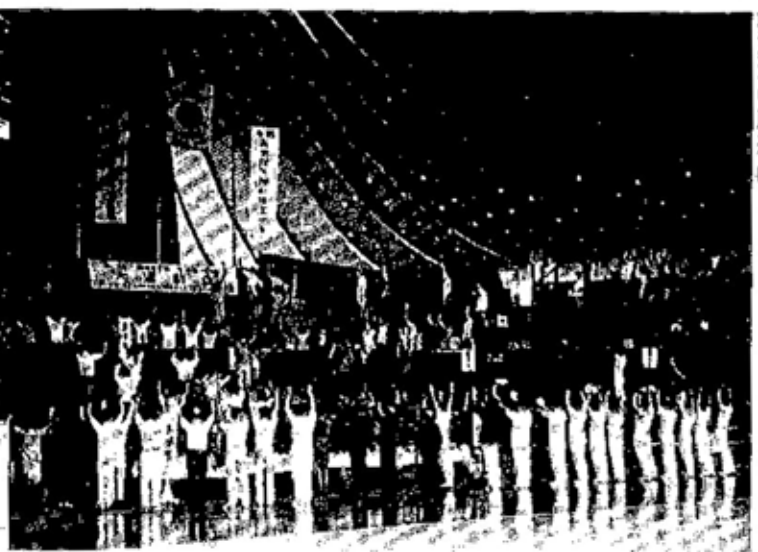
二、三の助言者を求めて執筆するが、その時の心境は全く平常とは異なるものとなる。自分と云ふものを考へない。陛下の御心境、御立場を拝察して、万世一系の歴史的文章であることを考へてゐるの

は、その補弼を証するものであるが、詔書を以て内閣の決議書のやうに考へるのは断じて誤りである。詔書起草の閣議を経験した人は、皇位の精神的威徳のいかに偉大なものであるかを決して疑はないであらう。

浦安の舞



聖寿萬歳奉唱



天皇陛下御即位五十年奉祝
 本会創立二十五周年記念
大運動会

二千八百名が一堂に会して

○今上陛下御即位五十年を奉祝する本会創立二十五周年記念「青少年の集い・大運動会」は、去る七月二十七日、東京都神社庁協賛、同神社庁外郭七団休後援で国立代々木競技場附属体育館において盛大に開催され、東京都の神社関係者二千八百余名が参加した。

○大会は、御即位五十年の佳辰を奉祝する満堂の会衆の聖寿萬歳の唱和を中心に、大会参加者全員による大運動会として進められたが、特に本会関係者は戦後の混乱期に苦難を共に歩んだ二十五周年間に想いを駆せ、さらに現下の状況にあつて神社神道教化、国民精神昂揚の決意を新たにしました。

○大会の進行、会場の整理は白い

運動着の本会会員、ハンテン姿の氏子青年などによつておこなわれたが、中でも制服姿のボーイスカウトたちの規律正しく、俊敏な行動は一般参会者の間にも好評だった。

▼開会式

参加団体入場

先導 ボーイスカウト東京第

二四五団鼓隊

開会の辞

記念事業実行委員長

蔵重命史

国歌斉唱、国旗掲揚

皇居並びに神宮遙拝

大会会長挨拶

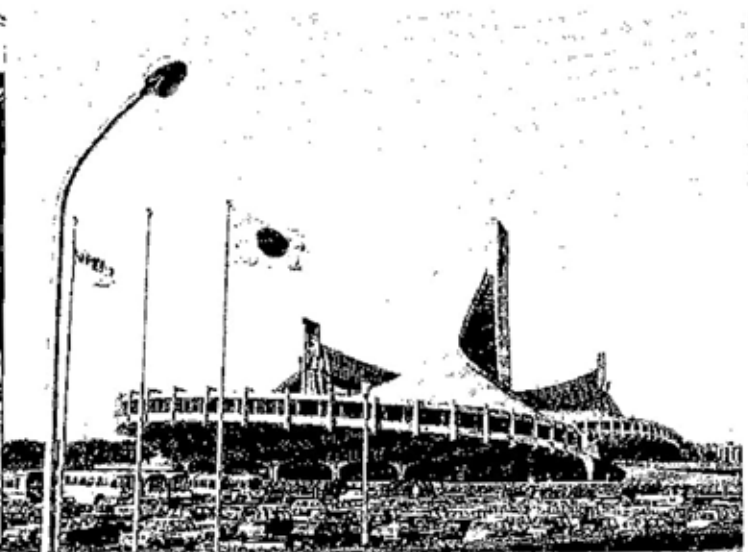
来賓祝辞

東京都神社庁副庁長

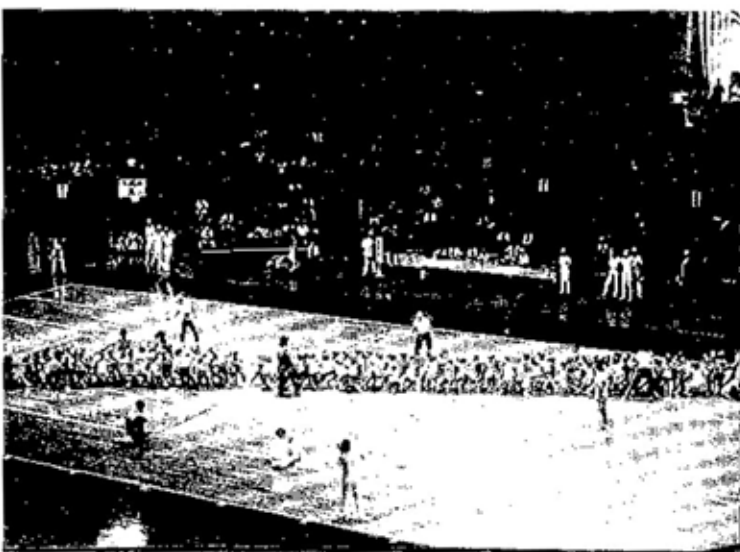
松山能六氏

神道青年全国協議会会長

記念大会会場



園児のつなひき



天神太鼓



みこしぶり

北川正保氏
選手宣誓
東京都神道青年会 守谷幸夫
参加団体退場

▼奉祝行事 「浦安の舞」
王子稲荷神社いなり幼稚園

▼運動会競技 (午前の部)
神青会員地区別対抗リレー
氏青単位会別対抗リレー

神社関係スカウト紅白騎馬戦
幼児の体育、綱引き
宝ひろい競争 (小・中学生)

親子競争
綱引き (高校生以上)

▼休憩
音楽演奏 東京消防庁音楽隊
福引抽せん (第一部)

▼奉祝行事 「天神太鼓」
湯島神社・天神太鼓保存会

▽奉祝式典
祝詞
東京都神社庁庁長 大鳥居吾朗氏

祝辞
東京都氏子青年連絡会会長 幡野宏幸氏

聖寿萬歳奉唱
音頭 明治神宮宮司 伊達 巽氏

▼余興

▼運動会競技 (午後の部)
風船運びリレー (氏子青年、
ボーイスカウトほか)

障害物競争 (同右)
紅白玉入れ (幼児小学生)

来賓・先輩参加競技
▼福引抽せん (第二部)

▼奉祝行事
お囃子と獅子舞
本郷氷川神社氏子青年会
みこしぶり

品川神社氏子中
東京都氏子青年連絡会ほか
閉会の辞

記念事業実行副委員長 清水 司
○午後三時三十分閉会

参加団体

東京都神道青年会
東京都神社庁

東京都神社総代会
東京都氏子青年連絡会

神社関係スカウト指導者東京
地区協議会

東京都神社保育連合会
東京都敬神婦人連合会

東京都神社庁神道婦人会
東京都教育関係神職協議会

風船運びリレー(左)と
スカウトの騎馬戦(中央)



氏子青年らも参加して……

国民主権と「君が代」

わが国歌は、「君が代はちよにやちよにさざれいしの巖となりてこけのむすまで」という古歌で、歌詞の出典は、古今集（延喜五年四月撰上）で、「我が君は千代に八千代にさざれ石の巖となりてこけのむすまで」の歌詞を基にする。

明治十三年十月二十五日、宮内省伶人の林広守が作曲、十一月三日の天長節に初めて「君が代」の歌曲を奉奏した。

明治二十一年には、海軍省が、「君が代」を国歌であることを各国に通知、従って国際的にもこれが成立をみ、明治二十六年八月十二日の文部省告示第三号用唱歌として公布されるに至った。

大東亜戦争終結後は、昭和二十一年十月十九日に国民学校施行令細則が改まり、「君が代」斉唱の部が削除されてしまった。加えて民主主義国家として「君が代」というのは、天皇中心の封建思想を擁

護するものと曲解されて、国歌としての適否の論議も起った。

その後、昭和三十三年、「小学校学習指導要領」が、昭和三十五年には「高等学校学習要領」が出てから次第に各学校で斉唱されるよう勸奨された。

昨年十二月に実施された内閣広報室の世論調査では、七七%が、「君が代」は日本の国歌として相応しいと思う、と答えているが、君が代の歌に対して、主権在民の今の時代に君が代の永久なるをたえる歌は、国歌として適当でないなど、愚かな批判をするものがある。

今日、学校教育において生徒たちは「君が代とはあなたの住む世、つまり私たちの世の中です」と教えられ、教師は父母の疑問に対し「卒業式にうたうためには、子供たちに意味を理解させねばならぬ。確かに戦前までは「君」は天皇

を指したが、いまは主権在民であり、天皇の治める世ではないから「君」が天皇であるとは言えない。主権者として、あなた、すなわち私たちと考えてよいのではないかと答えている。（昭和五十年三月二十四日付朝日新聞）

○

国民主権という場合の国民というのは、中村君とか山田君とかいうような具体的な個々の国民のことをいうのではない。集団としての一つの国民のことをいうのである。国の最高の意思が統一的な国民の意思によって決まる、という意味である。実際の国家では、多数派の意思と少数派の意思がある。少数派の意思は、もとより主権者の意思としてはみとめられない。

しかし民主国においては、多数派の意思がそのまま主権者の意思とみとめられるのでもない。少数者にも反対を許し討論をみとめ、多数決その他の所定の方法によって法定の手續を経て、一つの国家意思を作り出したときに、それは単なる多数派の意思ではなくして、

一つの国民の統一した意思として公認される。それは多くの場合、多数派の主張と近いか同じものに見えるが、法定の手續を経て決定された後は、ただ単なる多数派の意思ではなくして、国民の統一した一つの意思としての権威を有つ。いかなる国に於ても、国家意思は唯一つであり、主権者の意思は唯一つである。それなくては国は分裂し、法の体系は立たない。この権威ある意思の主体を主権者および国民と称するのである。それは目で見ることのできない一つの観念的な存在としての国民である。

目で見ることのできる具体的な国民、中村君とか山田君という国民は、主権意思を形成する過程で一つの役割をはたす権利者ではある。かれらは多数派か少数派にぞくすることによって、主権意思の形成に参加する。しかし主権の意思は、それらを越えて唯一つの意思として決定される。主権意思が決定された上では、中村君も山田君も、主権者ではなくして、主権によって統治される国民なのである。主権者たる国民とは、目に見えない統一的存在であり、目に見

える個々の国民は、統治される国民である。

天皇が、「国民統合の象徴」といわれるのは、この目に見えない一つの国民の姿を、目に見える姿で現わすのは、ただ天皇御一人に限られるという意味である。主権者たる国民の姿を目で見ようとせば、中村君を見ても山田君を見ても分らない、天皇を仰ぎ見るほかにないということになる。これが、憲法の法理である。天皇は決して国民の中の一人ではない。民とは君に非ざる者である。天皇は国民のすべてを象徴されるので、その中の一人ではありえない。天皇は一票を投ぜられない。

国会議場に陛下が行かれると、国民代表の議員が、陛下の前で敬意を表する。陛下御一人が主権者を象徴されており、議長以下の議員は、主権者ではなく統治される国民の代表者として立っているのである。あの国会議場での開院式の状況が、憲法法理のしめす主権在民、天皇象徴制の姿なのである。

○ 日本の国体の上からみて、多くの欠陥のある今の憲法であっても、ここにある程度のものである。

一億の国民主権は、ただ一人の天皇によってのみ象徴される。それが「国および国民の統合」の象徴という意味なのである。

君が代の歌を、主権在民の理くつで批評するなどとは見当ちがいな話である。
いやしくも国歌としての君が代を歌うときに、その君が、上御一

署名請願活動に参加して

「一世一元の制」法制化を！

浅間神社氏子青年会 鈴木道男

人たるべき陛下のほかにはありえないことは明白で、一点疑念の余地がない。大切な理義をゆがめてはならない。

我々は、日本国の国歌としては、陛下の萬歳をことほぎ奉る「君が代」のほかにはないことを、正々堂堂と主張しなくてはならない。

恒例の大晦日お焚上げ行事も例年にならぬ初詣参拝者で賑わい、かがり火が御社頭の弥栄と、我々の前途を祝福している様に、赤々と雄大に燃えさかる中、今上陛下御即位五十年という、我国最長の元号の年を迎えた。

○ 一世一元とは、天皇御一代に一つの元号を用いる事であり、元号の制度は千三百年程前、孝徳天皇の「大化」以来、連綿として継承されて来た日本文化の伝統である。この時の流れに節をつける元号

ご協力をお願い致します」と声を限りに呼びかけた。
活動中残念だったのは、若者が無関心な事だ。これからの日本を私達が守り、よき文化と伝統を後継者に引き継ぐ義務が有るのではないだろうか。本来ならお願いする事でもあるまいに！日本人なら当然の事なのに……。そんな事が私の脳裏を走った。

「そうか、そんな大切な事が決っていたなかつたのか」と、署名して下さった栃木のおじいさん。広島島の老夫婦と若夫婦の「頑張って下さいね」と、ペンを置く手から何か暖いものが伝わって来た。
雨まじりの雪も我々の意気を感じてか、午後から晴れ上がり、早朝より数百人の署名を終え得た。急に寒さが身にしみる。今日一日私にとって、人生で一番大切な勉強をした様な気がする。

私は日本人です。
日本を愛しています。
東の空を見上げ、大きく深呼吸をした時、全身に充実感を覚えた。署名して下さった方々に感謝し、「一世一元の制」立法化への想いを胸に、帰途についた。

（同会会報「このはな」より）

終戦三十年

昭和二十年七月二十六日、米英

華三国による対日声明(ポツダム宣言)が発せられ、我が国がこれを黙殺したことに對する回答は、

八月十四日、同宣言受諾に関する詔書が發布され、「国体ヲ護持シ得テ」と仰せられているが、無条件降伏との関係はどうなるのか、

国民の間には深い憂慮があった。占領下の神社界では同年の十一月八日、皇典講究所専務理事吉田

茂氏は自ら連合軍総司令部へ赴き、当時、行政当局者はまだそこまで踏み切っていないにもかかわらず、占領下かくして神社の安泰を見出させたいという意向から民間

団体(のちの神社本庁)として、発足すべき意図を対外的に明らかにする挙に出たのである。かくて昭和二十一年一月二十三日、神社本庁は設立され、昭和二十

年遷宮奉賛運動の完遂を祈願し、斯界の尖兵として、第一歩を踏み出した。

占領軍による日本弱体化政策は所謂「神道指令」を以って、我が国の伝統的国体要素をことごとく剝奪しようとし、戦後民主主義の

風潮は伝統の朝儀を敬遠したが、陛下の全国巡幸は、昭和二十一年の千葉県下への御巡幸いらい、昭和二十九年の北海道御巡幸までつ

づけられ、全国津々浦々を御巡幸され、民に近づいて行かれた。「皇居勤勞奉仕」には、全国から奉仕団が参加したが、昭和二十

六年一月、本会会員は神明に奉仕する者として、特に宮中賢所、神殿、皇靈殿を拝しながら、五日間にわたり清掃を奉仕し、その上に陛下の謁を賜った。

皇居に民が入り、陛下に近づかないことは、戦前には考えられないことであつたが、これら君民一体の思いは、戦後言われるところの「皇室の民主化」とは全く異質のものであり、戦後混乱の中で、日本再建の礎となつたのである。陛下の御導きにより、以来、我等の先輩諸兄は、心ある日本人と

共に難局にあたり、苦難を共にして活潑な運動を展開し、戦後の神社界の歴史に大きな足跡を残した。第五十九回ならびに第六十回神宮式年遷宮奉賛、紀元節復活・法制化、氏子青年の組織化などへの運動の成果は多大であつた。

さらに、首相も、宮内庁も「今後とも復活しない」と言明した、劍璽御動座の御儀は、かくれたる人々の声が天上に達し、戦後二十八年ぶりに復活され、我々の記憶に新しいところである。

しかし、戦後三十年を迎えながら、日本に今尚残されている大きな問題として、靖国神社国家護持の問題がある。今日の流動的な政治条件下では、「靖国神社法案」

の実現は、憲法問題化されているため、困難と言われるが、我々は殉国戦没者の慰霊が国によって公式におこなわれることと、靖国神社の伝統祭儀がまもられること、この原点を見失うことなく、問題意識を持ちつづけねばならない。

そして、尊い国体の本姿に復元すべく、我々が受け継いだ問題を解決してこそ、「戦後」をはじめて終ることができ得るのではないだろうか。

編集後記

▼ 記念事業の一つとして、会報特別号発行を企画し、実行委員会の担当委員が編纂に当りました。

▼ ご指導、ご協力頂いた方々に對し、心より御礼申し上げます。

▼ 記念事業収支決算書、御協賛者芳名録は、会報(号外)を発行して御報告致します。

(企画担当・蔵重) ▼ 「神社祭祀と雅楽」の講義は今上陛下御踐祚五十年を奉祝すると共に、本会創立二十五周年、さらに小野雅楽会創立九十周年の昭和五十年を記念するに相応しい内容と思ひます。掲載に当りましては、小野先輩の御指導と礼典研究会の御厚意とを頂戴致しました。ここに厚く御礼申し上げます。

(編集担当・山内)

昭和五十年八月十四日
東京都神道青年会
東京都港区元赤坂二ノ二ノ三
東京都神社庁内
電話〇三―四〇八一―二三六一